

京都市立芸術大学芸術資料館共催名義使用要項

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、京都市立芸術大学芸術資料館運営規程第18条の規定に基づき、京都市立芸術大学芸術資料館の共催名義の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 京都市立芸術大学芸術資料館長（以下「館長」という。）は、芸術並びにこれに関連する学術の発展及び普及に寄与する諸事業に対し、次に掲げる者が共催名義の使用を願い出たとき、これを許可することができる。

- (1) 京都市立芸術大学芸術資料館運営規程第6条による資料の館外貸出しを申し出る予定のある者
- (2) その他館長が適当と認める者

(手続)

第3条 共催名義の使用許可を受けようとする者は、必要な事項を記載した願書を、館長に提出しなければならない。

(変更)

第4条 共催名義の使用を申請する者は、事業計画に変更のあったとき、すみやかに届け出なければならない。

(報告)

第5条 共催名義の使用を申請する者は、事業終了後すみやかにその結果について報告書を提出しなければならない。

(経費)

第6条 本館は、共催名義の使用を許可した事業に対して、経費を負担しない。

(後援名義)

第7条 この要項は、後援名義の使用を申請する者に対して準用する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。